

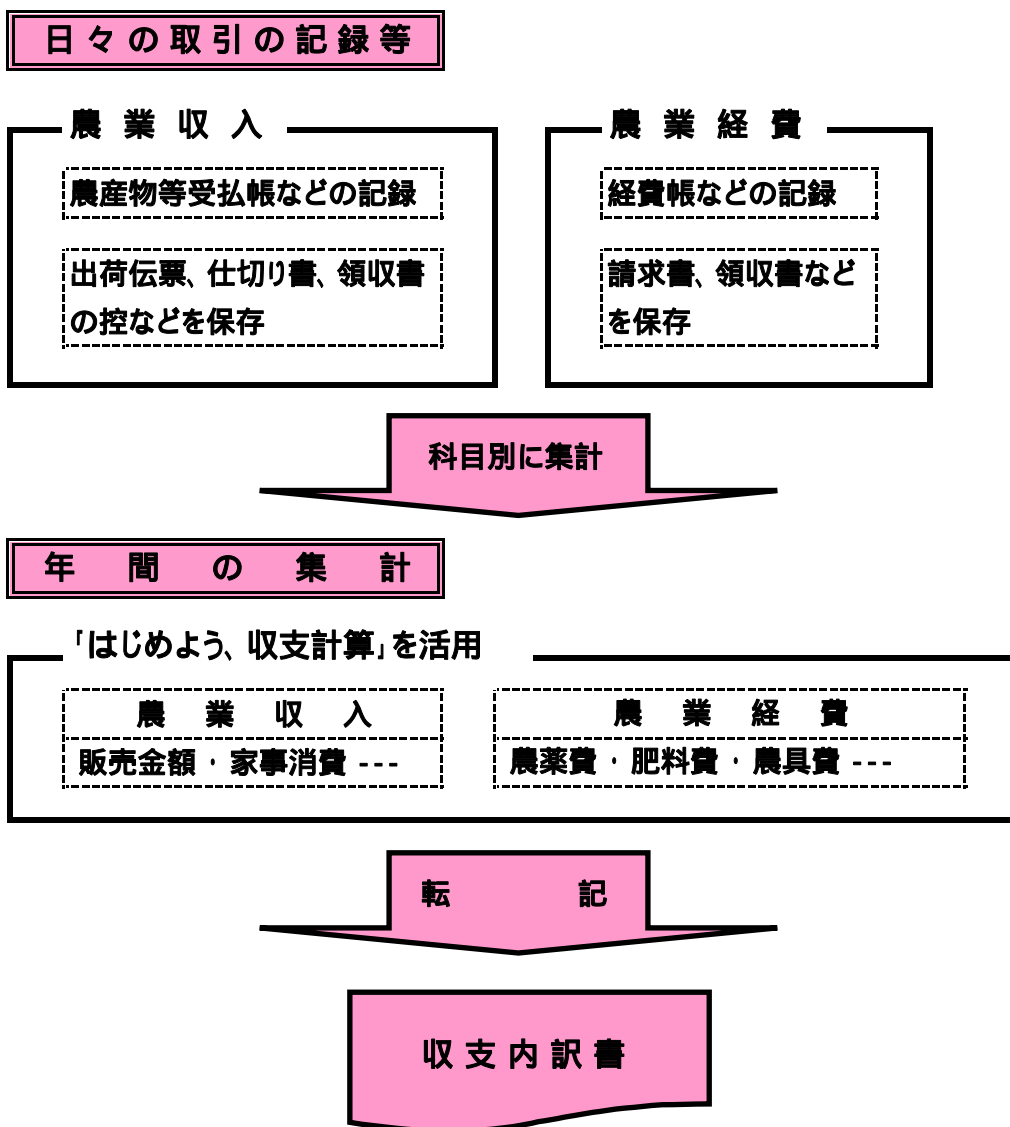
はじめよう、収支計算

～ 簡単に収支計算ができます！ ～



等の記号番号は、「収支内訳書(農業所得用)」の科目番号・記号に対応しています。この資料に記載した金額を、「収支内訳書(農業所得用)」の同じ科目番号・記号へ転記することによって「収支内訳書(農業所得用)」を作成することができます。
記載に当たっては、(記載例)を参考にしてください。

(参考) 収支計算の手順



帳簿書類は5年間(又は7年間)保存する必要があります。
収支内訳書は確定申告書に添付して提出する必要があります。
収入金額が1千万円を超える方は、消費税の課税事業者となる場合があります。
消費税の課税事業者となった場合には、「消費税課税事業者届出書」を提出する必要があります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

必要経費の各科目の具体例

経費科目	具 体 例
雇 人 費	農作業などに従事した雇人の給料
小 作 料・賃 借 料	農業用の土地・機械の賃借料、共同施設などの使用料
減 価 償 却 費	農業用の施設・機械・トラックなどの償却費
貸 倒 金	売掛金などの貸倒損失
利 子 割 引 料	農業のために借入れた資金(農地の取得資金や農業機械の購入資金を借り入れた場合など)の支払利息
租 税 公 課	農業に使用している土地・建物の固定資産税、農業機械や農業に使用している車両の自動車税(取得税、重量税を含む。)、農協組合費、部会費、水利組合費
種 苗 費	種もみ、苗木などの購入費用
素 畜 費	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
肥 料 費	化学肥料、たい肥の購入費用
飼 料 費	飼料の購入費用
農 具 費	使用可能期間が1年未満又は購入価格が10万円未満の農具の購入費用
農 薬 衛 生 費	農薬の購入費用・共同防除の負担金
諸 材 料 費	ビニール・縄・支柱などの購入費用
修 繕 費	農業に使用している建物や車両、農機具などの修理に要した費用
動 力 光 熱 費	農業のために使用した水道料、電気料、灯油・ガソリン代などの燃料費
作 業 用 衣 料 費	農作業に必要な作業衣・長靴・手袋などの購入費用
農 業 共 済 掛 金	水稻・果樹などの共済掛金、農業用資産に対する共済掛金
荷 造 運 賃 手 数 料	出荷の際の包装費用・支払運賃、農協や市場に支払う出荷手数料
土 地 改 良 費	土地改良事業の費用
雑 費	上記以外の費用で、農業経営上必要な費用

1 収入金額

(単位: kg, 円)

販売金額	品名	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
	米	3,851,900 円	1,739,000 円	5,590,900 円
	りんご	1,600,000 円	1,000,300 円	2,600,300 円
	肉用牛		820,000 円	820,000 円
			円	円
	合計	5,451,900 円	3,559,300 円	9,011,200 円

家事消費	品名	数量(C)	見積単価(D)	金額(C×D)
	米	360 kg	8,750 円/kgあたり	3,150,000 円
	りんご	480 kg	2,500 円/kgあたり	1,200,000 円
			円	円
			円	円
	合計			4,350,000 円

雑収入	名称	金額	農産物の棚卸高	品名	期首		期末	
	受取共済金	220,000 円		数量	金額	数量	金額	
	作業受託料	190,000 円		米	660 kg	176,000 円	600 kg	175,000 円
		円		りんご	1,200 kg	344,400 円	1,350 kg	349,650 円
		円			kg	円	kg	円
		円						
		円						
	合計	410,000 円		合計		520,400 円		524,650 円

農協が発行する「貯金取引年間実績表」などから記入します。

領収書(控)や仕切り書などから記入します。農協取扱分と重複しないように注意してください。

販売金額は、農産物ごとに記入します。

見積単価は、販売金額などを参考に算定してください。

棚卸高は、販売金額などを参考に算定してください。なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。

2 必要経費

科目	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
雇人費	(支払先の住所、氏名及び金額)		円
	領収書などにより、住所・氏名を確認してください。なお、生計を一にする親族に対する支払いは必要経費になりません。		円 円 円 円 円
小作料・賃借料	(支払先の住所、氏名及び金額)		円
	市 町1-2 鈴木一郎 30,000円 市 町3-4 田中二郎 40,000円		70,000 円 円 円 円
減価償却費	P3「減価償却費の計算」から転記します。		750,000 円
貸倒金			円
利子割引料	元金返済部分は、必要経費になりません。		円

〔記載例〕 平成19年分の計算例です。
減価償却費の計算

減価償却の対象となる資産は、取得価額が10万円以上で、農業に使用しているものに限りです。

(単位: %, 円)

減価償却資産の名称	取得年月	取得価格 (A)	耐用年数	償却率 (B)	償却期間 (C)	事業専用割合 (D)	必要経費参入額 (A × 90% × B × C × D)
作業場					12		
農機具等車庫					12		
パイプハウス		円			12		
トラクター	18年2月	2,100,000 円	8	0.125	$\frac{12}{12}$	100 %	236,250 円
田植機	19年3月	1,000,000 円	5	0.200	$\frac{10}{12}$	100 %	150,000 円
コンバイン	19年7月	3,200,000 円	5	0.200	$\frac{6}{12}$	100 %	320,000 円
乾燥機	17年5月	1,900,000 円	8	0.125	$\frac{12}{12}$	100 %	213,750 円
籾摺							円
耕う							円
軽トラ							円
一括償却資産	18年	240,000 円	-	$\frac{1}{3}$	$\frac{-}{12}$	100 %	80,000 円
合 計							1,000,000 円

中古の資産を取得した場合は、耐用年数が異なる場合がありますので、税務署にお尋ねください。

償却率は定額法の場合です。定率法による場合は、別途届け出が必要です。計算方法や償却率など詳しくは、税務署へお尋ねください。

平成19年3月31日以前に取得した場合と、同年4月1日以後に取得した場合では、計算方法が異なりますので下記を参照してください。

取得価格が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、その使用を始めた年以降3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。
 [記載例は、噴霧器(平成18年4月に110,000円で取得)と除草機(平成18年8月に130,000円で取得)について一括償却資産の必要経費参入の適用を受ける場合を示しています。]

必要経費算入額の計算方法

平成19年3月31日以前取得(旧定額法)

取得価額(A) × **90%** × 償却率(B) × 償却期間(C) × 事業専用割合(D)

平成19年4月1日以後取得(定額法)

取得価額(A) × 償却率(B) × 償却期間(C) × 事業専用割合(D)

生物(牛、豚、樹)の減価償却の計算については、税務署にお尋ねください。

主な減価償却資産の耐用年数表

建 物		耐用年数	償 却 率		農 林 業 用 償 却 資 産		耐用年数	償 却 率	
構造・用途	細 目		旧定額法	定額法	種 類	細 目		旧定額法	定額法
木造・合成樹脂造のもの	店舗用、住宅用	22	0.046	0.046	コクリート造・れんが造	用水路、農用井戸、サイロ	20	0.050	0.050
	倉庫用、作業場用	15	0.066	0.067					
木骨モルタル造のもの	店舗用、住宅用	20	0.050	0.050	トラクター	乗用型トラクター	8	0.125	0.125
	倉庫用、作業場用	14	0.071	0.072					
れんが造・石造・ブロック造のもの	店舗用、住宅用	38	0.027	0.027	耕うん整地用機具	耕うん機、管理機、ロータリー	5	0.200	0.200
	倉庫用、作業場用	34	0.030	0.030					
栽培管理用機具	堆肥散布機、田植機、育苗機、スプリンクラー、暖房機	5	0.200	0.200	防除用機具	スピードスプレヤー、噴霧器	5	0.200	0.200
						土壌消毒機			
車両・運搬具	一般用のもの	軽自動車・軽トラック	4	0.250	収穫調整用機具	自脱型コンバイン、バンダー	5	0.200	0.200
		普通貨物	5	0.200		野菜洗浄機、掘取機			
		普通ダンプ式貨物	4	0.250		籾摺機、乾燥機、コンテナ	8	0.125	0.125
		2輪自動車	3	0.333		ライスクレーダー			
		フォークリフト	4	0.250		その他	ビニールハウス	10	0.100

科 目	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合 計(A + B)
租 税 公 課			円
種 苗 費			円
素 畜 費	円	88,000 円	88,000 円
肥 料 費	403,900 円	円	403,900 円
飼 料 費	円	423,000 円	423,000 円
農 具 費			円
農 薬 衛 生 費	50,700 円	156,600 円	207,300 円
諸 材 料 費	256,400 円	220,000 円	476,400 円
修 繕 費			円
動 力 光 熱 費			157,660 円
作 業 用 衣 料 費	円	23,300 円	23,300 円
農 業 共 済 掛 金			169,000 円
荷 造 運 賃 手 数 料	円	38,000 円	38,000 円
土 地 改 良 費			円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
雑 費	円	131,500 円	131,500 円
農 業 物 以 外 の 棚 卸 高			444,000 円
			426,000 円
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用			100,000 円

土地・建物の一部を農業に使用する場合の固定資産税は、使用している部分だけが必要経費になります。
また、車両を農業に使用している場合の自動車税、取得税及び重量税は、実際の使用割合によるあん分計算が必要です。

取得価額が10万円以上の農具は、減価償却の対象となりますので、ここには含めないでください。

車両を農業と家事の両方に使用している場合の修繕費は、実際の使用割合によるあん分計算が必要です。

「動力光熱費の計算」から転記します。

自宅の火災保険や生命保険の掛金は必要経費になりません。

土地改良事業ごとの賦課金が、10a当たり10,000円を超える場合は、全額を必要経費にできない場合がありますので、税務署又は市町村税務課にお尋ねください。

「農産物以外の棚卸高」から転記します。

「果樹・牛馬等の育成費用の計算」から転記します。

(注)各経費ごとに集計した基礎経費(領収書など)については、申告終了後も必ず保存してください。

動力光熱費の計算

月	水道料			電気料(動力)			電気料(一般)		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1	2,700円	0%	0円	円	%	円	3,200円	0%	0円
2	2,800円	0%	0円	円	%	円	3,200円	0%	0円
3	3,200円	0%	0円	円	%	円	3,300円	0%	0円
4	3,600円	20%	720円	円	%	円	3,400円	10%	340円
5	3,300円	10%	330円	円	%	円	3,300円	10%	330円
6	3,000円	0%	0円	円	%	円	3,100円	0%	0円
7	2,900円	0%	0円	円	%	円	3,200円	0%	0円
8	3,000円	0%	0円	円	%	円	3,200円	0%	0円
9	5,800円	40%	2,320円	円	%	円	5,800円	40%	2,320円
10	10,200円	70%	7,140円	円	%	円	6,300円	50%	3,150円
11	9,800円	70%	6,860円	円	%	円	6,000円	50%	3,000円
12	3,200円	0%	0円	円	%	円	3,200円	0%	0円
合計			17,370円			64,500円			9,140円
摘要	<p>「貯金取引年間実績表」等が発行されていて、各月ごとの事業使用割合を計算する必要がない場合は、年間の合計額のみを記載しても差し支えありません。</p> <p>「貯金取引年間実績表」から (64,500円 × 100%)</p>								

月	灯油			軽油			ガソリン		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1	2,800円	0%	0円	2,000円	70%	1,400円	5,800円	0%	0円
2	2,100円	0%	0円	2,000円	70%	1,400円	5,400円	0%	0円
3	1,400円	0%	0円	3,000円	80%	2,400円	6,000円	0%	0円
4	700円	0%	0円	5,000円	90%	4,500円	8,000円	30%	2,400円
5	円	%	円	5,000円	90%	4,500円	10,000円	30%	3,000円
6	円	%	円	4,000円	80%	3,200円	7,000円	20%	1,400円
7	円	%	円	4,000円	80%	3,200円	7,000円	20%	1,400円
8	円	%	円	4,000円	80%	3,200円	9,000円	20%	1,800円
9	円	%	円	4,000円	80%	3,200円	8,000円	30%	2,400円
10	4,000円	30%	1,200円	8,000円	95%	7,600円	10,000円	30%	3,000円
11	6,100円	50%	3,050円	8,000円	95%	7,600円	8,000円	30%	2,400円
12	4,000円	10%	400円	2,000円	70%	1,400円	6,000円	10%	600円
合計			4,650円			43,600円			18,400円
摘要									

月	灯油			軽油			ガソリン			必要経費合計
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	
1	円	%	円	円	%	円	円	%	円	157,660円
2	円	%	円	円	%	円	円	%	円	
3	円	%	円	円	%	円	円	%	円	
4	円	%	円	円	%	円	円	%	円	
5	円	%	円	円	%	円	円	%	円	
6	円	%	円	円	%	円	円	%	円	
7	円	%	円	円	%	円	円	%	円	
8	円	%	円	円	%	円	円	%	円	
9	円	%	円	円	%	円	円	%	円	
10	円	%	円	円	%	円	円	%	円	
11	円	%	円	円	%	円	円	%	円	
12	円	%	円	円	%	円	円	%	円	
合計			円			円			円	
摘要	<p>事業使用割合は、各科目ごとに使用及び走行距離数などから適切に算定してください。</p> <p>各月ごとに事業使用割合を乗じて必要経費算入額を求めます。</p>									

科 目	期首棚卸高 (1 / 1 現在)		期末棚卸高 (1 2 / 3 1 現在)	
	数 量	金 額	数 量	金 額
種 苗 費		円		円
肥 料 費	22袋(20kg)	80,000 円	20袋(20kg)	100,000 円
飼 料 費		円		円
農 薬 衛 生 費		20,000 円		42,000 円
諸 材 料 費		60,000 円		20,000 円
雑 費		円		円
販 売 用 動 物 (肉 牛 等)		284,000 円		264,000 円
そ の 他		円		円
合 計		444,000 円		426,000 円

(記載上の注意事項)

- 1 未使用の種苗、肥料、農薬等については、その購入価額により棚卸高を計算します。
ただし、毎年同程度の数量を繰り越す場合は、棚卸しを省略して差し支えありません。
- 2 販売用動物の棚卸高は、購入費等に年末までの育成費用(種付費、飼料費、労務費等)を加算して記入します。

(例)牛A(買入れ) : 購入費 78,000円 + 飼料費 9,000円 = 87,000円
 牛B(自家生産) : 種付費 10,000円 + 飼料費 27,000円 = 37,000円
 牛C(前年からの繰越): 期首棚卸高 32,000円 + 飼料費 108,000円 = 140,000円
 (合計) 264,000円

(1頭当たりの飼料費の計算例)

	育成等期間(飼育・育成月数)	摘 要
母 牛	1/1 ~ 12/31(12ヶ月)	
牛 A	12/1 ~ 12/31(1ヶ月)	12/1 購入
牛 B	10/1 ~ 12/31(3ヶ月)	10/1 出生
牛 C	1/1 ~ 12/31(12ヶ月)	前年からの繰越し
牛 D	1/1 ~ 11/30(11ヶ月)	前年からの繰越しで11/30に売却
牛 E	1/1 ~ 8/31(8ヶ月)	前年からの繰越しで 8/31に売却
飼料費 423,000円 ÷ 延べ育成月数 47月 = 9,000円/月		

- 3 期首棚卸高(1/1現在)は、前年の年末棚卸表から転記してください。

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	イ前年からの繰越額	育成費用の明細					ト本年中に成熟したものの取得価格	子翌年分への繰越額
			ロ本年中の種苗費・種付料・素畜費	ハ本年中の肥料・農薬等の投下費	ニ小計 (ロ+ハ)	ホ育成中の果樹等から生じた収入金額	ヘ本年に取得価格に加算する金額 (ニ-ホ)		
リンゴ樹 20a	・7・11	275,000 円	0 円	100,000 円	100,000 円	40,000 円	60,000 円	0 円	335,000 円
		円	円	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円	円	円
計		275,000 円	0 円	100,000 円	100,000 円	40,000 円	60,000 円	0 円	335,000 円

前年以前から引き続き育成している果樹・牛馬等に係る取得費と、育成費用の前年末の合計額を記入します。

このほか、苗木の定植費用を含めて記入します。

飼料費、肥料費、農薬費のみを育成費用としても差し支えありません。

育成中の果樹から収穫した果実の収入金額は、果樹の育成費用から差し引きます。ただし、毎年継続して販売金額に含めて申告する方法をとっている場合には、差し引く必要はありません。

氏名 (年齢)	続柄	従事月数	控除金額
相馬花子 (60)才	妻	12月	860,000円
相馬一郎 (35)才	子	12月	500,000円
相馬信子 (32)才	子の妻	12月	500,000円
()才		月	円
()才		月	円
()才		月	円
()才		月	円
()才		月	円
()才		月	円
()才		月	円
合計			1,860,000円

白色申告者(青色申告者以外)は、次のと のい すれか少ない方の金額
860,000円(その事業専従者が配偶者以外である場合は、500,000円)
事業所得 + 不動産所得 + 山林所得

$\frac{\text{事業所得} + \text{不動産所得} + \text{山林所得}}{\text{事業専従者の数} + 1}$

事業専従者とは

納税者の事業に専ら従事する15歳以上(毎年1月1日現在)の親族をいいます。